

秦野市部等の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市部等の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりに向け、簡素で効率的な組織・執行体制とするため、改正するものであります。

秦野市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市部等の設置に関する条例（昭和40年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名中「部等」を「部」に改める。

第1条及び第2条を次のように改める。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 政策部
- (2) 総務部
- (3) くらし安心部
- (4) 文化スポーツ部
- (5) 福祉部
- (6) こども健康部
- (7) 環境産業部
- (8) 都市部
- (9) 建設部

（事務分掌）

第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 政策部
  - ア 政策の総合調整に関すること。
  - イ 議会に関すること。
  - ウ 組織及び定数管理に関すること。
  - エ 行財政最適化に関すること。
  - オ 公共施設再配置に関すること。
  - カ 財政に関すること。
  - キ 広報及び広聴に関すること。
  - ク 秘書に関すること。
- (2) 総務部
  - ア 文書及び法制に関すること。

- イ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ウ 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- エ 財産に関すること。
- オ 情報化に関すること。
- カ 契約及び工事の検査に関すること。
- キ 市税及び県民税の賦課徴収に関すること。
- ク 債権回収に関すること。

(3) くらし安心部

- ア 市民活動及び協働推進に関すること。
- イ 防犯その他市民生活の安全に関すること。
- ウ 防災に関すること。
- エ 戸籍、住民記録その他住民異動に関すること。
- オ 市民相談及び人権に関すること。

(4) 文化スポーツ部

- ア 生涯学習に関すること。
- イ スポーツに関すること。
- ウ 文化に関すること。
- エ 図書館に関すること。

(5) 福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。
- ウ 介護保険に関すること。

(6) こども健康部

- ア 子育て支援に関すること。
- イ 健康増進に関すること。
- ウ 青少年に関すること。

(7) 環境産業部

- ア 環境保全、地下水及び森林に関すること。
- イ 廃棄物の資源化及び処理に関すること。
- ウ 環境衛生及び公害対策に関すること。
- エ 産業振興に関すること。
- オ 農業振興に関すること。
- カ 観光振興に関すること。

(8) 都市部

- ア 都市計画及び市街地整備に関する事。
- イ 公共交通及び住宅に関する事。
- ウ 開発許可及び建築確認に関する事。
- エ 公共建築に関する事。

(9) 建設部

- ア 道路、河川、水路その他土木に関する事。
- イ 公園及び緑地に関する事。

第3条中「に関して」を「について」に、「市長が」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第67号 秦野市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">秦野市部の設置に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 政策部</p> <p>(2) 総務部</p> <p>(3) くらし安心部</p> <p>(4) 文化スポーツ部</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>(6) こども健康部</p> <p>(7) 環境産業部</p> <p>(8) 都市部</p> <p>(9) 建設部</p> <p style="text-align: center;">(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部</p>	<p style="text-align: center;">秦野市部等の設置に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。</p> <p>政策部</p> <p>市長公室</p> <p>財務部</p> <p>市民部</p> <p>福祉部</p> <p>こども健康部</p> <p>環境産業部</p> <p>建設部</p> <p>都市部</p> <p>会計課</p> <p style="text-align: center;">(事務分掌)</p> <p>第2条 各部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>政策部</p>

ア 政策の総合調整に関すること。

イ 議会に関すること。

ウ 組織及び定数管理に関すること。

エ 行財政最適化に関すること。

オ 公共施設再配置に関すること。

カ 財政に関すること。

キ 広報及び広聴に関すること。

ク 秘書に関すること。

(2) 総務部

ア 文書及び法制に関すること。

イ 情報公開及び個人情報保護に関すること。

ウ 職員の人事及び福利厚生に関すること。

エ 財産に関すること。

オ 情報化に関すること。

カ 契約及び工事の検査に関すること。

カ 市税及び県民税の賦課徴収に関すること。

キ 債権回収に関すること。

(3) くらし安心部

ア 市民活動及び協働推進に関すること。

イ 防犯その他市民生活の安全に関すること。

ウ 防災に関すること。

(1) 重要施策の調査、企画及び調整に関すること。

(2) 土地利用の総合調整に関すること。

(3) 議会に関すること。

(4) 文書、例規審査及び情報公開・個人情報保護に関すること。

(5) 行政組織、職員定数、事務合理化及び統計に関すること。

(6) 情報化及び電子計算業務に関すること。

(7) 工事の検査に関すること。

(8) 公共施設の再配置に関すること。

市長公室

(1) 秘書、ほう賞及び表彰に関すること。

(2) 広報及び広聴に関すること。

(3) 職員の人事及び福利厚生に関すること。

(4) 防災、防犯その他安全に関すること。

財務部

(1) 予算その他財政に関すること。

(2) 財産に関すること。

(3) 契約に関すること。

(4) 市税及び県民税の賦課徴収に関すること。

(5) 債権回収対策に関すること。

市民部

エ 戸籍、住民記録その他住民異動に関すること。

オ 市民相談及び人権に関すること。

(4) 文化スポーツ部

ア 生涯学習に関すること。

イ スポーツに関すること。

ウ 文化に関すること。

エ 図書館に関すること。

(5) 福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

(6) こども健康部

ア 子育て支援に関すること。

イ 健康増進に関すること。

ウ 青少年に関すること。

(7) 環境産業部

ア 環境保全、地下水及び森林に関すること。

イ 廃棄物の資源化及び処理に関すること。

ウ 環境衛生及び公害対策に関すること。

エ 産業振興に関すること。

(1) 市民活動、市民の自治、都市交流、文化、生涯学習及び図書館に関すること。

(2) 戸籍、住民登録その他住民異動に関すること。

(3) 市民相談及び人権に関すること。

(4) スポーツ（学校における体育に関するものを除く。）の推進に関すること。

(5) カルチャーパークに関すること。

福祉部

(1) 社会福祉（子育て支援及び人権を除く。）に関すること。

(2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(3) 介護保険に関すること。

こども健康部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 青少年の健全育成に関すること。

(3) 保健予防に関すること。

環境産業部

(1) 環境保全に関すること。

(2) 緑化に関すること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(4) 産業及び観光の振興に関すること。

建設部

オ 農業振興に関すること。

カ 観光振興に関すること。

(8) 都市部

ア 都市計画及び市街地整備に関すること。

イ 公共交通及び住宅に関すること。

ウ 開発許可及び建築確認に関すること。

エ 公共建築に関すること。

(9) 建設部

ア 道路、河川、水路その他土木に関すること。

イ 公園及び緑地に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(1) 道路、河川、水路その他土木に関すること。

(2) 建築及び住宅に関すること。

都市部

(1) 都市計画及び都市整備に関すること。

(2) 区画整理に関すること。

(3) 開発行為の審査及び調整並びに建築確認に関すること。

会計課

(1) 収入支出命令審査及び支払に関すること。

(2) 出納管理に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。



組織新旧対照表

※課名・担当名については、現時点の案であり、変更する場合があります。

1 政策部

新		旧
政策部（5課）		政策部（6課）
総合政策課	総合政策担当	企画課 企画政策担当 調整担当 オリンピック・パラリンピック担当
	政策調整担当	
	はだの魅力づくり担当	
←新設／文化スポーツ部へ移管← 総務部へ移管←		
行政経営課	行政経営担当	文書法制課 文書法制担当
	公共施設マネジメント担当	行政経営課 行政経営担当
	統計担当	統計担当
←公共施設マネジメント課から移管		
財政課	財政担当	
←財務部から移管		
広報広聴課	広報戦略担当	
	広聴担当	
←市長公室から移管		
秘書課	秘書担当	
←市長公室から移管 総務部へ移管←		
		情報政策課 情報政策担当 情報システム担当 オープンシステム推進担当
行政経営課へ移管← 都市部へ移管← 総務部へ移管←		
		公共施設マネジメント課 公共施設マネジメント担当 公共施設保全計画担当
		検査課 検査担当

2 総務部

新		旧
総務部（8課）		市長公室（5課）
文書法制課	文書法制担当	
	コンプライアンス推進担当	
←政策部から移管 ←新設 政策部へ移管← 政策部へ移管←		
人事課	人事管理担当	秘書課 秘書担当 広報課 広報広聴担当 シティプロモーション担当 人事課 人材育成担当 給与厚生担当
	研修担当	
	給与厚生担当	
←新設 くらし安心部へ移管← くらし安心部へ移管←		
		防災課 防災担当 くらし安全課 地域安全担当 交通安全担当
←新設 くらし安心部へ移管← くらし安心部へ移管←		
		財務部（6課） 財政課 財政担当 公会計担当 資産経営課 資産経営担当 庁舎管理担当
政策部へ移管← 統合・再編← 都市部へ一部移管←		
財産管理課	財産管理担当	

情報システム課	ICT推進担当	←政策部から移管
	情報システム担当	
	オープンシステム推進担当	
契約検査課	契約担当	←政策部から移管
	検査担当	
市民税課	税制収納管理担当	
	市民税担当	
資産税課	土地担当	
	家屋償却資産担当	
債権回収課	債権回収第一担当	
	債権回収第二担当	

契約課	契約担当
-----	------

市民税課	税制収納管理担当
	市民税担当
資産税課	土地担当
	家屋償却資産担当
債権回収課	債権回収第一担当
	債権回収第二担当

### 3 くらし安心部

新	
くらし安心部（5課）	
市民活動支援課	市民活動支援担当

旧	
市民部（8課）	
市民活動支援課	市民活動支援担当
	都市交流担当

文化振興課へ移管←

地域安全課	地域安全担当	←市長公室から移管
	交通安全担当	
防災課	防災担当	←市長公室から移管
戸籍住民課	総合窓口担当	
	戸籍担当	
市民相談人権課	市民相談担当	
	人権推進担当	

戸籍住民課	総合窓口担当
	戸籍担当
市民相談人権課	市民相談担当
	人権・同和推進担当

### 4 文化スポーツ部

新		
文化スポーツ部（4課）		
生涯学習課	生涯学習担当	文化振興課へ移管←
	文化財・市史担当	

生涯学習文化振興課	生涯学習担当
	文化振興担当
	文化財・市史担当

スポーツ推進課	スポーツ推進担当	←政策部から移管/建設部へ移管←
	オリンピック・パラリンピック推進担当	

スポーツ推進課	スポーツ推進担当
	おおね公園・施設管理担当

建設部へ移管←

文化振興課	文化交流担当	←新設
	文化会館担当	
図書館	図書館担当	文化振興課に統合←

カルチャーパーク課	総務担当
	施設担当

文化会館	文化会館担当
図書館	図書館担当

5 福祉部

新		旧	
福祉部（5課）		福祉部（5課）	
地域共生推進課	福祉総務担当	地域福祉課	地域福祉担当
	共生社会推進担当		
生活援護課	援護第一担当	生活福祉課	生活福祉第一担当
	援護第二担当		生活福祉第二担当
	生活支援担当		生活支援担当
国保年金課	国民健康保険担当	国保年金課	国民健康保険担当
	後期高齢者医療担当		国保制度改革担当
	国民年金担当		後期高齢者医療担当
	国民年金担当		
高齢介護課	計画担当	高齢介護課	介護保険担当
	介護保険担当		介護認定担当
	高齢者支援担当		在宅高齢者支援担当
障害福祉課	医療給付担当	障害福祉課	医療給付担当
	自立支援担当		自立支援担当

←再編・新設

←再編 再編←

介護保険担当に統合←

←再編 再編←

廃止←

6 こども健康部

新		旧	
こども健康部（5課）		こども健康部（5課）	
子育て総務課	子育て総務担当	子育て支援課	子育て政策担当
	手当・助成担当		手当・助成担当
健康づくり課	健康づくり担当	健康づくり課	健康づくり担当
保育こども園課	保育担当	保育こども園課	保育担当
	こども園担当		こども園・児童ホーム担当
こども家庭支援課	親子健康担当	子育て若者相談課	子育て保健・相談担当
	こども若者相談担当		こども若者相談担当
こども育成課	地域子育て担当	こども育成課	こども育成担当
	放課後児童担当		

一部こども育成課へ移管←

←新設

7 環境産業部

新		旧	
環境産業部（6課）		環境産業部（6課）	
環境共生課	環境総務担当	環境保全課	環境緑政担当
	秦野名水担当		地下水・環境指導担当
	森山里山担当		
環境資源対策課	資源化推進担当	環境資源対策課	資源化推進担当
	業務管理担当		業務管理担当
生活環境課	生活環境担当	産業政策課	商業振興担当
	環境指導担当		工業振興・労政担当
産業振興課	にぎわい創造担当	森林づくり課	森林づくり担当
	商業振興担当		
	工業振興・労政担当		

←再編

←森林づくり課から移管

←再編・新設

←新設

環境共生課へ移管←

農業振興課	農業振興担当
	農業支援・鳥獣対策担当
観光振興課	観光振興担当
	弘法の里湯担当

農産課	農業振興担当
	農業支援・鳥獣対策担当
観光課	観光振興担当
	弘法の里湯担当

8 都市部

新	
都市部（6課）	
まちづくり計画課	都市総務担当
	都市計画担当

旧	
都市部（4課）	
都市政策課	都市総務担当
	都市計画担当
	空家対策担当
都市整備課	市街地整備担当
	特定地域整備支援担当
公共交通推進課	公共交通推進担当

← 交通住宅課へ移管 ←

都市整備課	市街地整備担当
	インター周辺整備担当
交通住宅課	公共交通担当
	住宅担当
	空家・空地担当
開発指導課	開発調整担当
	開発指導担当
建築指導課	建築指導担当
	建築審査担当
公共建築課	建築担当
	設備担当
	保全計画担当

← 新設 / 交通住宅課へ移管 ←

← 建設部から移管

← 都市政策課から移管

← 分割 ←

← 分割 ←

← 建設部から移管

← 新設

← 政策部から移管

開発建築指導課	開発調整担当
	開発指導担当
	建築指導担当
	建築審査担当

9 建設部

新	
建設部（5課）	
建設総務課	建設総務担当
	土木許認可担当
建設管理課	保全担当
	維持管理担当
	農業土木担当
道路整備課	道路計画担当
	道路整備担当
	用地・狭あい担当

旧	
建設部（5課）	
建設総務課	建設総務担当
	土木許認可担当
建設管理課	保全担当
	維持管理担当
	農業土木担当
道路整備課	道路計画担当
	道路整備担当
	用地・狭あい担当
建築住宅課	建築担当
	公営住宅担当

← 都市部へ移管 ←

公園課	公園緑地担当
	維持管理担当
国県事業推進課	国県事業推進担当

← 再編・新設

国県事業推進課	国県高規格担当
---------	---------